



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *1 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *2 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3
- *3 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 4
- *4 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 5
- *5 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 9
- *6 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 13
- *7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 16
- *8 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 17
- *9 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 17
- *10 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 18
- *11 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 19
- *12 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 21

○ 教育委員会規則

- *5 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 22

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当） 第10条 略 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日）をい</p>	<p>（超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当） 第10条 略 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第7項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日）をい</p>

う。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

(2) 略

3～11 略

(期末手当及び勤勉手当)

第13条 条例第23条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第23条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている職員をいう。第4項において同じ。)

(4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。第4項において同じ。)

(5)～(8) 略

2～8 略

別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
動物愛護センター	(1) 略 (2) 狂犬病予防法施行細則(昭和26年和歌山県規則第25号)第2条第3項に規定する狂犬病予防技術員として野犬等の捕獲、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする職員	略
略	略	略
子ども・女性・障害者相談センター	略	
高等看護学院	看護師又は助産師の養成に直接従事することを本務とする専任教員	1
なぎ看護学校	看護師の養成に直接従事することを本務とする専任教員	1

う。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

(2) 略

3～11 略

(期末手当及び勤勉手当)

第13条 条例第23条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第23条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている職員をいう。次項において同じ。)

(4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。次項において同じ。)

(5)～(8) 略

2～8 略

別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
動物愛護センター	(1) 略 (2) 狂犬病予防法施行細則(昭和26年和歌山県規則第25号)第2条第1項に規定する狂犬病予防技術員として野犬等の捕獲、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする職員	略
略	略	略
子ども・女性・障害者相談センター	略	

略

略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第13条の改正規定並びに別表第1動物愛護センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第2号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当及び休日勤務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第18条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第14条 条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(超過勤務手当及び休日勤務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第7項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第18条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第14条 条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。第4項において同じ。）
 - (4) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。第4項において同じ。）
 - (5)～(9) 略
- 2～8 略

- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。次項において同じ。）
 - (4) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。次項において同じ。）
 - (5)～(9) 略
- 2～8 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第3号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、警察官が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第17条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日という。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日という。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる警察官の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第14条 条例第21条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける警察官は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する警察官（条例第21</p>	<p>（超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第7項において「休日等」という。）が属する週に、警察官が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第17条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日という。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日という。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる警察官の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第14条 条例第21条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける警察官は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する警察官（条例第21</p>

条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる警察官以外の警察官とする

- (1)・(2) 略
 - (3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている警察官をいう。第4項において同じ。)
 - (4)~(7) 略
- 2~8 略

別表第1 給料の調整額適用区分表(第5条の4関係)

勤務公署	職員	調整数
警察本部 警備課	略	

別表第2の2(第10条関係)

職	支給区分
略	略
警察本部以外	(1) 警察学校長及び警察署長(岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署及び和歌山北警察署に置くものに限る。)
	(2) 警察署長(有田湯浅警察署、御坊警察署、田辺警察署及び新宮警察署に置くものに限る。)
	(3) 警察署長(橋本警察署、かつらぎ警察署、海南警察署及び白浜警察署に置くものに限る。)
	(4) 略
略	略

条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる警察官以外の警察官とする

- (1)・(2) 略
 - (3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている警察官をいう。次項において同じ。)
 - (4)~(7) 略
- 2~8 略

別表第1 給料の調整額適用区分表(第5条の4関係)

勤務公署	職員	調整数
警察本部 地域指導課	略	

別表第2の2(第10条関係)

職	支給区分
略	略
警察本部以外	(1) 警察学校長及び警察署長(岩出警察署、和歌山東警察署及び和歌山西警察署に置くものに限る。)
	(2) 警察署長(和歌山北警察署、御坊警察署、田辺警察署及び新宮警察署に置くものに限る。)
	(3) 警察署長(橋本警察署、かつらぎ警察署、海南警察署、有田警察署、湯浅警察署、白浜警察署及び串本警察署に置くものに限る。)
	(4) 略
略	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給範囲の特例)	(支給範囲の特例)

第5条 条例第15条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条・第7条 略

第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第15条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じとする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める額

- (2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

- 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第5条 条例第15条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条・第7条 略

第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第15条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

- (2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

- 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は条例第15条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

その者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月にあつては、0円)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

係る支給単位期間に相当する期間 イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超 える場合 人事委員会の定める期間 (2) 略 2 略 第12条の4 略	(2) 略 2 略 第12条の4 略
---	--------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第11条の改正規定（「「価額」」を「同号ア中「価額」」に改める部分を除く。）及び第12条の2の改正規定（「区分」を「場合の区分」に、「以外」を「場合以外」に、「にあつては」を「である場合にあつては」に、「同項第1号」を「同号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、職員の通勤手当に関する規則第12条第2項、第12条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第12条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第5号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支給範囲の特例) 第5条 条例第15条の3第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。 (1) 略 (2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員</u> (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合	(支給範囲の特例) 第5条 条例第15条の3第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。 (1) 略 (2) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員</u> (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合

理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第15条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める額

(2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条の3第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000

理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第15条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は条例第15条の3第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000

0円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 (2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。) が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額 (次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新

0円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月にあっては、0円)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 (2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。) が4万5,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額 (次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄

幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条の3第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等においては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

(2) 略

2 略

第12条の4 略

道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条の3第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等においては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 略

2 略

第12条の4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第11条の改正規定 (「「価額」」を「同号ア中「価額」」に改める部分を除く。) 及び第12条の2の改正規定 (「区分」を「場合の区分」に、「以外」を「場合以外」に、「にあっては」を「である場合にあっては」に、「同項第1号」を「同号」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券 (これに準ずるものを含む。) に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、教育職員の通勤手当に関する規則第12条第2項、第12条の2第1項 (第2号に係る部分に限る。) 及び第12条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第6号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 条例第13条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である警察官は、次の各号のいずれかに該当する警察官で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な警察官</u></p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) <u>定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第13条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じとする定期券の価額</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関</u></p>	<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 条例第13条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である警察官は、次の各号のいずれかに該当する警察官で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な警察官</u></p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) <u>定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第13条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第8条（第1項第3号を除く。）の規定は条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関</u></p>

「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合 あつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月にあつては、0円)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第13条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第13条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹

、それぞれ次に定める期間

線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

(2) 略

(2) 略

2 略

2 略

第12条の4 略

第12条の4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第11条の改正規定（「「価額」」を「同号ア中「価額」」に改める部分を除く。）及び第12条の2の改正規定（「区分」を「場合の区分」に、「以外」を「場合以外」に、「あつては」を「である場合にあつては」に、「同項第1号」を「同号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている警察官の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、警察官の通勤手当に関する規則第12条第2項、第12条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第12条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第7号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員業績手当) 第5条 略</p> <p>第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（</p>	<p>(特定任期付職員業績手当) 第5条 略</p> <p>第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（</p>

特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第13条第7項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号。以下「職員の給与規則」という。）第13条第3項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任期付研究員業績手当) 第5条 略</p> <p>第6条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第13条第7項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</p>	<p>(任期付研究員業績手当) 第5条 略</p> <p>第6条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第13条第3項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務期間) 第4条 略 2～4 略 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。 ア 略 イ 勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあっては、算定期間における勤務時間数を算定期間における同項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の同項、勤務時間条例第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。 (4)～(6) 略</p>	<p>(勤務期間) 第4条 略 2～4 略 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。 ア 略 イ 勤務時間条例第2条第3項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあっては、算定期間における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。 (4)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額) 第3条 特地勤務手当の月額、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) (1)～(3) 略 別表(第2条、第3条関係)</p>	<p>(手当の額) 第3条 特地勤務手当の月額、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) (1)～(3) 略 別表(第2条、第3条関係)</p>

公署	所在地	級別区分
略		
椿山ダム管理事務所	略	1 級地
略	略	略
畜産試験場	略	略

公署	所在地	級別区分
略		
椿山ダム管理事務所	略	2 級地
略	略	略
畜産試験場	略	略
七川ダム管理事務所	東牟婁郡古座川町佐田1016番地	1 級地

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する職員にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあってはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。

級別区分	施行日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
1 級地	月額4,000円	月額2,800円	月額1,600円
2 級地	月額7,000円	月額6,100円	月額5,200円

備考 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

和歌山県人事委員会規則第11号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>(手当の額) 第3条 特地勤務手当の月額は、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田辺警察署 湯本警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td><u>2級地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>有田湯浅警察署 清水警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有田湯浅警察署 二川警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>御坊警察署 美山警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>白浜警察署 安居警察官 駐在所</td> <td>西牟婁郡白浜町安居 <u>630番地の1</u></td> <td><u>1級地</u></td> </tr> <tr> <td>白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>新宮警察署 伏拝警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td><u>1級地</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	級別区分	田辺警察署 湯本警察官 駐在所	略	<u>2級地</u>	略			有田湯浅警察署 清水警察官 駐在所	略	略	有田湯浅警察署 二川警察官 駐在所	略	略	御坊警察署 美山警察官 駐在所	略	略	白浜警察署 安居警察官 駐在所	西牟婁郡白浜町安居 <u>630番地の1</u>	<u>1級地</u>	白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所	略	略	略			新宮警察署 伏拝警察官 駐在所	略	<u>1級地</u>	略	略	略	<p>(手当の額) 第3条 特地勤務手当の月額は、別表の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田辺警察署 湯本警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td><u>3級地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>湯浅警察署 清水警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>湯浅警察署 二川警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>御坊警察署 美山警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>串本警察署 佐田警察官 駐在所</td> <td>東牟婁郡古座川町佐 <u>田638番地の1</u></td> <td><u>1級地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>新宮警察署 伏拝警察官 駐在所</td> <td>略</td> <td><u>2級地</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	級別区分	田辺警察署 湯本警察官 駐在所	略	<u>3級地</u>	略			湯浅警察署 清水警察官 駐在所	略	略	湯浅警察署 二川警察官 駐在所	略	略	御坊警察署 美山警察官 駐在所	略	略	白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所	略	略	串本警察署 佐田警察官 駐在所	東牟婁郡古座川町佐 <u>田638番地の1</u>	<u>1級地</u>	略			新宮警察署 伏拝警察官 駐在所	略	<u>2級地</u>	略	略	略
公署	所在地	級別区分																																																																	
田辺警察署 湯本警察官 駐在所	略	<u>2級地</u>																																																																	
略																																																																			
有田湯浅警察署 清水警察官 駐在所	略	略																																																																	
有田湯浅警察署 二川警察官 駐在所	略	略																																																																	
御坊警察署 美山警察官 駐在所	略	略																																																																	
白浜警察署 安居警察官 駐在所	西牟婁郡白浜町安居 <u>630番地の1</u>	<u>1級地</u>																																																																	
白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所	略	略																																																																	
略																																																																			
新宮警察署 伏拝警察官 駐在所	略	<u>1級地</u>																																																																	
略	略	略																																																																	
公署	所在地	級別区分																																																																	
田辺警察署 湯本警察官 駐在所	略	<u>3級地</u>																																																																	
略																																																																			
湯浅警察署 清水警察官 駐在所	略	略																																																																	
湯浅警察署 二川警察官 駐在所	略	略																																																																	
御坊警察署 美山警察官 駐在所	略	略																																																																	
白浜警察署 市鹿野警察官 駐在所	略	略																																																																	
串本警察署 佐田警察官 駐在所	東牟婁郡古座川町佐 <u>田638番地の1</u>	<u>1級地</u>																																																																	
略																																																																			
新宮警察署 伏拝警察官 駐在所	略	<u>2級地</u>																																																																	
略	略	略																																																																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の警察官の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する警察官にあつては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあつてはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。

級別区分	施行日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
1級地	月額4,000円	月額2,800円	月額1,600円
2級地	月額7,000円	月額6,100円	月額5,200円
3級地	月額1万円	月額9,100円	月額8,200円

備考 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあつては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第4号ア(i)の規則で定める非常勤職員）

第2条 条例第2条第4号ア(i)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第31条第2号の規則で定める非常勤職員）

第14条 条例第31条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第16条 略

（条例第35条第1項の規則で定める措置）

第17条 条例第35条第1項の人事委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第18条 略

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員）

第2条 条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第31条第2号イの規則で定める非常勤職員）

第14条 条例第31条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第16条 略

第17条 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支給範囲の特例) 第5条 条例第17条の3第1項各号に規定する通	(支給範囲の特例) 第5条 条例第17条の3第1項各号に規定する通

勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条・第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第17条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 教育委員会の定める額

- (2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第17条の3第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条・第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第17条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

- (2)・(3) 略

2 略

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は条例第17条の3第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につ

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 教育委員会の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当

き、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月にあつては、0円)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなる時は、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生日の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生日の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生日の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 教育委員会の定める額

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第17条の3第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生日の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万5,000円に事由発生日の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

4 略

(支給単位期間)

第12条の3 条例第17条の3第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

える場合 教育委員会の定める期間

(2) 略

2 略

第12条の4 略

(2) 略

2 略

第12条の4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第11条の改正規定（「「価額」を「同号ア中「価額」に改める部分を除く。」）及び第12条の2の改正規定（「区分」を「場合の区分」に、「以外」を「場合以外」に、「にあつては」を「である場合にあつては」に、「同項第1号」を「同号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第12条第2項、第12条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第12条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。